

平成26年5月30日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（総括担当）

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

### 防災における男女共同参画の推進について

平成26年4月25日に男女共同参画会議が開催され、監視専門調査会から「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見」（抜粋版は別添資料1のとおり）が報告されたとともに、これを踏まえて「男女共同参画会議専門調査会報告等を踏まえた今後の取組事項について」（抜粋版は別添資料2のとおり）が決定されたところです。

従前よりご連絡しているとおり、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第34条第1項の規定に基づき中央防災会議が作成する防災基本計画においては、「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」とされているところであり、貴職におかれては、別添資料の趣旨を踏まえ、地方防災会議への女性委員の積極的な登用など「防災における男女共同参画の推進」に適切に取り組んでいただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対してこの旨周知されるよう、お願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

防災・復興における男女共同参画の推進に関する  
政府の施策の取組状況についての意見

平成26年2月  
男女共同参画会議  
監視専門調査会

男女共同参画会議は、平成25年4月26日、当専門調査会の今後の調査方針として「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況について、引き続きフォローアップを行う」ことを決定した。

同決定を受けて、当専門調査会は、同年5月31日に防災・復興ワーキング・グループを設置し、本専門調査会が平成24年12月に取りまとめた「第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見（「防災・復興における男女共同参画の推進」について）」の中で、特に政府に対して求めている取組について、関係府省の対応状況を把握するとともに、そのうち一部の関係府省から施策の取組状況を聴取し、有識者から意見聴取を行った。この中で、特に重要と考えた事項について、施策等の現状とこれに対する評価、及び、今後政府が行うべき施策の方向性について、今般、以下のとおり意見を取りまとめた。

政府においては、本意見を踏まえ、今後も引き続き、関係府省が連携を図りながら、施策をより一層強力に推進されたい。

1 防災における男女共同参画の推進

(1) 地方防災会議

(現状)

- 平成24年6月に災害対策基本法が改正され、都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を新たに加えることが可能となった。都道府県防災会議の女性委員の割合は、平成24年10月には5.1%だったが、平成25年4月には10.7%と増加した。また、女性委員のいない都道府県防災会議の数は初めてゼロとなった。
- 内閣府は、平成25年11月から12月にかけて、全国の市区町村を対象に調査を実施し、1,327団体から回答を得た(回収率76.2%)。これによると、市区町村防災会議の女性委員の割合は6.2%となっており、政令指定都市12.0%、政令指定都市以外の市8.2%、町村3.6%となっている。また、1,327団体中429団体(32.3%)で女性委員がいないと回答しており、町村の防災会議では半数以上で女性委員がいない。

(評価)

- 第3次男女共同参画基本計画の成果目標（女性委員のいない都道府県防災会議の数を平成27年までにゼロ）を前倒しで達成したことは評価する。しかしながら、都道府県防災会議の女性委員の割合は依然として低く、割合が高いところと低いところの差も大きい（鳥取県40.0%、広島県1.7%）。都道府県防災会議は、委員のうち少なくとも30%を女性とすることが求められる。
- 市区町村防災会議の女性委員の割合を初めて把握したことは評価する。しかしながら、全ての市区町村について把握できていない。市区町村防災会議については、女性委員の割合は低く、女性委員のいない防災会議も多い。市区町村防災会議の女性委員の割合を高めるとともに、早期に、女性委員のいない市町村防災会議の数をゼロとすることが求められる。

(施策の方向性)

- 都道府県防災会議について、災害対策基本法第15条第5項第8号の活用だけでなく、同条同項第5号及び第7号を活用し女性委員の割合が少なくとも30%となるよう、女性委員の割合が高い都道府県の事例の提供と併せて、周知していくことが必要である。
- 市町村防災会議については、都道府県防災会議の最近の動向や女性を積極的に登用している市町村の事例について情報提供を行うなどにより、女性委員の割合を高め、早期に、女性委員のいない市町村防災会議の数をゼロとするよう、都道府県の協力も得て、働きかけることが必要である。このため、都道府県防災会議と同様、市区町村防災会議の女性割合の状況を、毎年把握することが必要である。

(2) 国及び地方公共団体の防災担当職員

(現状)

- 消防職員、警察官、自衛官等について、これまで女性を配置していなかったポストに女性を登用するなど、女性の採用・登用の拡大を図っている。
- 内閣府では、国及び地方公共団体の防災に携わる職員を対象に、「防災スペシャリスト養成研修」を実施し、平成25年度第3四半期の研修の中で、東日本大震災の避難所における女性の視点からの対応を取り上げた。

(評価)

- 女性の採用・登用の拡大に向けて取り組んでいることは評価する。一方で、国及び地方公共団体の防災担当部局には、実態として、女性の職員が少ない。防災に係る政策・方針決定過程における男女共同参画の推進を図るためには、防災担当部局の女性職員の割合を高め、管理職への女性の登用を一層推進することが求められる。
- 防災スペシャリスト養成研修において、避難所における対応を取り上げたことは評価する。一方で、男女共同参画の視点からの災害対応は避難所運営にとどまらない

ため、研修内容の一層の充実が求められる。

(施策の方向性)

- 「隗より始めよ」の観点から、防災担当部局の管理職への女性の登用を含め、女性の採用・登用の拡大に率先して取り組む必要がある。また、地方公共団体に対して、防災担当部局への女性職員の配置及び管理職への女性の登用の促進に取り組むよう働きかける必要がある。その際には、女性が働くことを前提とした職場とする意識改革を推進した上で、男女共に働きやすい職場環境を整備することや、専門的な知識・経験を有する者を民間や他府省・他地方公共団体から積極的に登用するなどの工夫が考えられる。
- 防災スペシャリスト養成研修等の防災担当職員を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興等の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込む必要がある。

(略)

## 男女共同参画会議専門調査会報告等を踏まえた今後の取組事項について

平成 26 年 4 月 25 日  
男女共同参画会議

### 1. 基本問題・影響調査専門調査会

(略)

### 2. 監視専門調査会

監視専門調査会の取りまとめ等を踏まえ、男女共同参画会議として政府に求める取組を以下のとおりとする。

(略)

- ・ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大の一層の推進(都道府県防災会議の女性委員の割合は少なくとも 30%、女性のいない市区町村防災会議の数はゼロ、女性のいない消防団の数はゼロを目指す)

(略)

### 3. 女性に対する暴力に関する専門調査会

(略)